

報告第4号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和元年度における業務の実績に関する評価を行ったので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第5項の規定に基づき、別添のとおり本議会に報告する。

令和2年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治